

原議保存期間 5 年  
(平成 25 年 12 月 31 日まで)

各管区警察局広域調整部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生環発第 259 号  
平成 20 年 9 月 17 日  
警察庁生活安全局生活環境課長

#### 新たな形態の 8 号営業の扱いについて

先般、某県においてゴルフの疑似体験をさせる設備(いわゆる「シミュレーションゴルフ」「バーチャルゴルフ」)を併設する酒類提供飲食店から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 8 号に規定する営業(以下「8 号営業」という。)の許可申請がなされた。

同営業は、都市部を中心に出現していると認められるところであるが、今後、各都道府県において同種営業の許可申請等が予想されるところである。

そこで、当該設備の 8 号営業の該当性、留意事項については下記のとおりであるから、適正な許可事務に配慮されたい。

#### 記

##### 1 当該設備の遊技内容等

防球ネット等で区画された区画内の打席から、ゴルフコースの映像が投影された大型スクリーンに向かって、実際にゴルフクラブでボールを打撃することにより、センサーで感知した情報がコンピュータで処理され、スクリーン上に結果としての飛球方向の軌跡やボールの位置、飛距離、スコア等が表示され、いかに少ない打数でボールをカップインさせられるかを競うものである。

遊技には、合計打数・ホール毎等の結果を競う対戦モードや練習モード等の機能を有するものがある。

##### 2 8 号営業の該当性

8 号営業は、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で、本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」であり、次により当該営業は 8 号営業に該当するものと解される。

##### (1) 国家公安委員会規則で定める遊技設備の該当性

当該遊技設備は、遊技の結果としてスクリーン上にスコア等が表示されることから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第 5 条第 4 号の「遊技の結果が数字、文字その他の記号により表示される遊技設備」に当たるが、同遊技設備は、「人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。」としているところである。

ア 「人の身体の色を表示する遊技の用に供するものとは、投げた球のスピードを計測するもの、パンチの強さを計測するもの等、人の身体の色を計測する

ものをいう（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」（平成18年4月24日付け警察庁丙生環発第16号、丙少発第17号。以下「解釈運用基準」という。）第3-2(4)）とされているが、単に打球の飛距離のみを表示するもの等であれば、人の身体的能力を計測するものに当たると考えられるが、当該設備は、ボールをカップインさせるためには相応の技術力を要するものであるから、人の身体の力を表示する遊技の用に供するものに該当しないと解される。

イ 「射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものとは、同一の条件の下に繰り返し遊技したとしても結果に変わりがない遊技設備」（解釈運用基準第3-2(4)）とされているが、当該設備は、実際のゴルフと同様に偶然性に左右される場合があり、同一の条件の下に繰り返し遊技したとしても、結果に変わりがない遊技設備に当たらないことは明らかである。

## (2) 解釈運用基準で定める規制対象外の遊技設備の該当性

規制対象外の遊技設備として、「実物に類似する運転席や操縦席が設けられていて「ドライブゲーム」、「飛行機操縦ゲーム」その他これに類する疑似体験を行わせるゲーム機（戦闘により倒した敵の数を競うもの等、運転や操縦以外の結果が数字等により表示されるものを除く。）」（解釈運用基準第3-2）とされているが、上記のとおり、遊技の結果が数字で表示されることから、規制対象外の遊技設備には該当しない。

以上のことから、当該遊技設備は、施行規則第5条第4号の遊技設備に当たると解される。

## 3 留意事項

### (1) 設置環境等による許可の要否

当該設備は、元来、ゴルフショップ等に設置されゴルフクラブの試し打ちや練習等に使用されていたものであろうが、最近では、ゴルフ場やフィットネスクラブ等のスポーツ施設に設置され、レッスンプロやインストラクターの元で指導を受けるといった営業形態も出現している。そのような営業形態であって、レッスンプロやインストラクター等による指導を受けている場合など、営業者の適切な管理の下で、本来の用途として使用され、当該設備が射幸心をそそる遊技の用に供されるおそれがないと明らかに認められる場合には、対象遊技設備に該当しないと解され、許可を要しない。

### (2) 遊技設備の占める面積の算出方法

「ゲーム機設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して客の遊技の用に供される部分（店舗でない区画された部分も含む。）の床面積（当該床面積は、客の占めるスペース、遊技設備の種類等を勘案し、遊技設備の直接占める面積のおおむね3倍として計算するものとする。ただし、1台の遊技設備の直接占める面積の3倍が1.5平方メートルに満たないときは、当該遊技設備に係る床面積は1.5平方メートルとして計算するものとする。）が占める割合が10パーセントを超えない場合は、当面問題を生じないかどうかの推移を見守ることとし、風俗営業の許可を要しない扱いとする。」（解釈運用基準第

3-3(1)イ)とされているが、当該遊技設備は、通常、客の占めるスペースは防球ネット内に限られ、当該遊技設備の直接占める面積の3倍計算をする必要はないと解されることから、原則として、防球ネット等で区画された面積を客の遊技の用に供される部分の床面積として計算することとする。

ただし、同伴者の待機エリアが設けられている場合など、防球ネット等で区画された部分以外にも客の用に供される部分が存在する場合には、その面積も加算して計算することとする。